

(仮称)流山市保育の必要性の認定に関する条例(案)【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1条	趣旨	・子ども・子育て支援法に基づき保育の必要性の認定に関する基準を定める	—
第2条	保育を必要とする事由	<p>・保育を必要とする事由は、保護者のいずれかが次のいずれかに該当することとする</p> <p>(1) 1月に、48時間から64時間までの範囲内で規則で定める時間以上の労働を常態とすること</p> <p>(2) 妊娠中又は出産後間がないこと</p> <p>(3) 疾病・負傷、又は精神・身体に障害を有していること</p> <p>(4) 同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護していること</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>(6) 求職活動を継続的に行っていること</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること</p> <p>イ 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること</p> <p>ロ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること</p> <p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること</p> <p>(9) 育児休業をする場合であって、当該育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められること</p> <p>(10) 前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること</p>	—
第3条	委任	・このほか保育の必要性の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。	—
附則			
第1条	施行期日	・子ども・子育て支援法の施行の日	—
第2条	就労時間に係る要件に関する特例	・就労時間に係る要件に関する特例について	—